



新型コロナウイルスと「非常事態」

一刻も早い収束と混乱回復を

新型コロナウイルスによる感染症が、世界規模で蔓延しつつあります。不幸にして亡くなられた方に哀悼の意を表し、闘病中の方、その関係者にお見舞いを申し上げます。

現状ではウイルスに有効な薬品治療が未確立とのことなので、当面医学と公衆衛生の専門家の助言に留意して注意深く行動するしかないと思われます。同時に、識者はエボラ出血熱などの感染症に比べれば致死率は低いので必要以上にパニックを起こさず、基礎疾患に留意しつつ冷静に対処すべきと指摘しています。

感染症そのものに加えて世界経済への大きな打撃も伝えられます。とりわけ、世界経済が実物経済から離れて巨大化した金融市場に振り回される構造であるため、システム化された思惑が独り歩きする株式市場は乱高下で大混乱に陥っています。160兆円の厚生年金積立金を運用する世界最大級の機関投資家であるGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）も短期的には影響を避けられないと思われれます。

一刻も早い収束、混乱からの回復が望まれます。

どさくさまぎれの火事場泥棒は許されない

感染症対策を適切に進めることは全ての市民が望んでおり、法律、予算、医学研究、検査・診療態勢整備を速やかに整えるべきです。そのことを前提としながらも、現政権の振る舞いを歴史に照らして検証する時、どうしても気になる点があります。

この第201回通常国会で「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改定が超特急で可決されました。しかし、この特措法は市民の行動制限・物資統制・土地建物の強制使用・報道規制など市民の私権制限を含んでおり、その発動にあたっては明瞭な基準と専門家の助言、国会承認を含む丁寧な手続きが不可欠であることは自明のことです。

しかし政権は「非常時だ！議論している時ではない、総理に委ねろ」と言わんばかりに、特措法による非常事態宣言を出す判断・手続きについて野党が求めた国会の事前承認は不要として押し切りました。小中高校の一斉臨時休校要請も文科大臣の関知しないところで、官邸の一部職員と総理で決めたと伝わります。

ことは感染症対策ですが、この間政権が繰り返している独断専行・政治の私物化と今次法改定の内容・手法を照らし合わせると、敗戦前の戦時体制を作った1925年制定の治安維持法、1938年制定の国家総動員法（労働、物資、金融・資本、カルテル、商品価格、言論出版の統制）が思い起されます。

コロナウイルスに対して市民は不安と緊張で身構えています。医療従事者・行政職員たちは疲れ切った心身に鞭打ってウイルス制圧のために立ち向かっています。この状況を奇貨として、どさくさまぎれに“問答無用で市民に言うことを聞かせる、国会が何と言おうと内閣が決めればそれで終わり”という民主制否定の国家づくりの予行演習として利用する意図があるとすれば、決して許せません。

思い過ごしであればよいが

自民党改憲草案には第九章として「緊急事態」が書かれています。そこには戦争・内乱・大規模自然災害時に総理が“緊急事態だ”と宣言さえすれば、総理は法律と同じ効果を持つ政令を制定し自治体首長に指示することができるかとされています。

これは明らかに戦前ドイツのワイマール憲法第48条「国家緊急権」を悪用したヒトラー政権が「国会放火事件」を契機に憲法を無力化して、国民の基本権を停止する「全権委任法」を手に入れた手法に学んだ条項と思われます。その結果生じた戦禍・大量虐殺は周知のとおりです。また、政権のみならず当時のドイツ国民の相当数が社会不安・不満の裏返しの社会心理として人権否定の政権を自発的に支持したことも歴史の教訓とされています。それゆえにこそ戦後、ドイツの政治家も広範な国民も深い反省に立った行動をしてきたと聞きます。

戦後日本の政権と国民は植民地支配と国内民主主義の破壊、戦争の責任を真摯に点検し、被害者に謝罪したでしょうか。現在の日本で、改憲が自らの使命と述べる総理大臣と、ナチのやり方に学んで改憲すべしと述べる財務大臣が、自分の知恵で行動しているのか誰かの振付で踊っているのかは定かではありません。しかし、新型コロナウイルス対策にみられる一連の手口は、国民の不安に付け込みながら憲法空洞化を進めようとする工作と通底しているように思われます。

広範な感染症や大規模災害は、ある意味での非常事態であることは間違いありません。しかしそのことを戦争に直結する民主主義否定・人権否定に利用させてはなりません。注意深くかつ力強く対処すべき時を迎えています。

吉沢顧問逝去

自治退顧問の吉沢弘久さんは、昨年末に体調を崩し1月から入院加療中でしたが20年2月11日、逝去されました。

19年11月15日第2回中間年県本部代表者会議での「伊達判決を生かす会」活動の紹介と協力呼びかけが自治退の会議における最後の公式発言になりました。

吉沢さんは1961年に自治労書記に就き、以降中央執行委員、企画室長、国際局長、PSI東京事務所事務局長等を歴任。その間に全国消防職員協議会結成に尽力し事務局長として組織の基盤作りに貢献しました。

2000年からは自治体退職者会の活動に携わり、19年間にわたって事務局長、副会長、会長、顧問などを務めてこられました。

また、自治退活動と並行して、伊達判決を生かす会の共同代表・事務局長として憲法を生活に活かす運動に携わってこられました。

これまでのご活躍に感謝しつつ、心から哀悼の意を表します。

検事総長人事と賭場と横浜

東京高検検事長人事の怪、恣意的検察人事への途

現検事総長稲田伸夫氏は検察庁法で定められた検事総長定年（65歳）を念頭に4月に退官する見込みと言われていた。序列から言えば後任は東京高等検察庁検事長黒川弘務氏とみられていたが、黒川氏は2月8日に検察庁法で定められた検事定年（63歳）を迎えることになっていた。このことから、法務省は12月に、稲田検事総長が退官する時点の後任にするふくみで名古屋高検検事長林真琴氏を定年を迎える黒川検事長の後任としてひとまず東京高検検事長に転任させる案を官邸に持ち込んだが拒絶され立ち消えになったと報道された。

その後1月31日に突如官邸主導で“黒川氏の定年を国公法の特例規定に基づき6か月延長する”人事が発表された。明らかに政権の覚えめでたい黒川氏の首を稲田氏の退官までつないでにおいて、検事総長を引き継がせようという恣意的人事といわれる。

そもそも、検察庁法は国公法に対する特別法で国公法に優先する。かつ、そのうえに過去の国公定年に関する法改正審議に際して人事院が“特例延長は検察庁法には及ばない”という見解を述べて可決された経過があるため、法を改正しない限り国公法に基づく延長はありえなかった。

このことを追及された政権は、1月の閣議決定で制定時の解釈を変更したものと強弁した。政権の感覚では集団的自衛権行使の時と同様、憲法や法律に条文があろうとなかろうと「閣議決定すれば国会に諮ることなく法は変えられる」というナチの非常事態条項がすでに定着しているのではないか。

「司法の独立」は砂川事件最高裁判決をはじめとして空洞化が指摘されてきたが、ここまで分かりやすく政権が検察をポチ扱いし、検察がそれに尻尾を振る姿を見せられると、三権分立の危機を痛感させられる。このままでは政権と与党に関する検察の捜査は存在しなくなるのではないか。今後の展開を監視したい。

今回の人事の狙いは、菅官房長官・林市長を守るためという説も

カジノ法の強行可決後、東京・横浜・大阪などが誘致に積極的と言われ、それらをめぐりカジノ業者の激しい利権あさが展開されている。大阪では①ラスベガス・サンズ ②メルコリゾート&エンターテインメント ③ウィン・リゾート ④ギャラクシーエンターテインメントグループ ⑤ゲンティン・シンガポール ⑥MGMリゾート+オリックス が争っていたが、大阪府は2月14日に⑤が最終候補になったと発表した。

これに伴い、①～③の業者は狙いを横浜進出に変更することを表明したと伝えられる。

東京地検特捜部はカジノ進出を希望する企業と国会議員の贈収賄容疑で秋元司衆議院議員の関係先と中国企業「500ドットコム」の捜査を進めている。企業関係者の供述も伝えられており、さらに真相解明を期待する。この捜査の過程で検察は上記②のメルコリゾート&エンターテインメント（マカオが拠点）も関係先として家宅捜索していたことが判明した。

特捜の捜査対象政治家は秋元議員とされているが、横浜を狙う大手賭博業者も捜索を受けたということは、横浜を選挙区にもちカジノ誘致の旗を振っている菅官房長官およびその意をくむ林市長と、この業者とのつながりも洗い出される可能性がある。

林市長は2009年に民主党推薦・国民新党支持で出馬、当選。2013年には自民党の推薦も得て当選、2017年には政党としては自公のみの推薦で当選している。その経過が示すように、市長の主張は大きく変わり、カジノ誘致も当初の反対から、白紙検討、誘致へと変わってきた。変節は、横浜を選挙区に持つ菅官房長官の働きかけに

よると伝えられる。

横浜進出を目指す大手カジノ業者に検察の捜索が入ったことを菅・林両氏が警戒し、検察の追及が横浜の自分たちに及ぶことがないように検事総長を影響下におく必要があったとする見立ては説得的だ。

賭博にウィンウィンは絶対に無く、勝った者の反対側には必ず負けたものがある。

賭博と売買春は遠い昔からほぼ例外なく反社会的団体の資金源だった。

賭博は依存症患者を作り出し、本人とその家族を苦しめる。

刑法が禁じる賭博を行政公認で開帳することは明らかに間違っているし、それにまつわる贈収賄は当事者が誰であれ許されない。いわゆる暗がりの行為を隠すために検察を人事で丸め込むなどということが画策されたとするれば許しがたい。

地方検察庁の特別捜査部＝「地検特捜」は正義の味方か？

ちなみに特捜部は東京・大阪・名古屋の三地方検察庁のみに置かれている。通常は警察の捜査をもとにして起訴の判断と公判維持を担当する検察の中で、特捜部は例外的に捜査・起訴・公判を一貫して扱っている。

特捜の手法は、特捜が「見立て」と呼ばれるシナリオを描き、それに合わせた供述を検察官面前調書という形で大量に集め、その多くは特信性があるとして法廷での発言より優先する証拠として公判で活かされる。調書は本来発言者の言葉を正確に記録するもののはずだが、特捜の見立てに同意することを求め、しない関係者は信じがたい期間拘留されるので多くの場合屈服させられると言われる。この結果一旦特捜事案で起訴された場合、無罪を獲得するのは極めてまれといわれる。

政権に不都合な者をたたき、政権に近い者を見逃す「国策捜査」を許さない視点をもって、一連の検察人事や特捜の振る舞いを注視したい。

年齢に関係なく（基本補償部分）加入・継続できます

安心総合共済

ケガで入院・通院・死亡/手術/賠償責任/携行品損害

保険期間：2020年3月20日午後4時～2021年3月20日午後4時

3月20日開始は1月10日までに手続きをお願いします。

4月以降は毎月20日より加入ができ、手続きは2か月前の

15日までに手続きをお願いします。

最終加入日は10月20日で、その申込締切りは8月14日です。

1. 会員なら何歳になっても加入・継続できます。
2. 会員本人と配偶者が加入できます。
3. ケガ（死亡・入院・手術・通院）が補償されます。
4. ケガでの入院・通院は1日目から補償されます。
5. 日常生活での第三者に対する個人賠償（対人・対物）補償（国内無制限・海外1億円）が付いています。
6. 外出時における携行品が補償されます。
7. （オプション）がん診断された場合、一時金を支払います
◆がん補償のみ告知内容によって加入制限があります

詳細については 取扱代理店 (株)自治労サービス

03-3239-5880 までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のベトナムです。このご案内は団体総合生活保険の概要について、ご紹介したものであり、加入にあたっては必ずパンフレット・重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点は代理店までお問い合わせください。引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（担当課）広域法人部団体・協同組織室 住所：東京都千代田区三番町6-4 TEL：03-3515-4151 2019年9月作成 19-TC03010